

「雇い入れ時の安全衛生教育（ビジネスマナー教育含む）」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

労働安全衛生法第59条第1項及び第2項の規定により、「事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」と義務化されています。

特に、新入社員や中途採用者など仕事に慣れていない労働者は、業務に関する安全衛生のルール等の知識や経験が十分ではないために労働災害の発生率が高くなっています。

つきましては、雇い入れ時の安全衛生教育及びビジネスマナー教育を下記により開催しますので、是非とも受講していただきますようご案内いたします。

記

1. 日 時 令和7年4月22日(火) 9:00~17:00 (受付 8:45~)
2. 場 所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)
3. 対 象 新入社員(中途採用者含む)等
4. 講 師 新入者 安全衛生教育 トレーナー 深田一徳 氏
ビジネスマナー教育 外部講師 (株)ウィズスタッフサポート 竹内祐子 氏
5. 内 容 新入者安全衛生教育(安全衛生のルール、作業心得、事故・災害、危険予知等)
(各事業場の個別事項については、それぞれの事業場で対応願います。)
ビジネスマナー教育(社会人としての意識、コミュニケーション、接遇等)
6. 講習時間 雇い入れ時安全衛生教育 9:00~15:00
ビジネスマナー・接遇研修等 15:00~17:00
7. 受講料 労働基準協会員 1人 10,000円 (テキスト代込)
(消費税10%、内税909円)
上 記 以 外 1人 12,000円 (テキスト代込)
(消費税10%、内税1,090円)
8. 申込期限 「申込書」にて **4月14日(月)** までに当協会に申し込んで下さい。
郵送又はF a x (0858-22-9054) でも受け付けます。受講料は、申込期限までに持参又は下記の銀行口座に振込んで下さい。なお、入金が確認できない場合はキャンセルされたものとみなします。

口座番号 鳥取銀行 倉吉支店(普) 0207231
名 義 人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部

9. その他
- (1) 当協会発行の「特別教育等受講者記録（受講証）」をお持ちの事業場は、受付の際にお渡し下さい。なお、受講者ごとに「修了証」を交付します。
 - (2) 受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
 - (3) 受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、4月14日（月）までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
 - (4) お問い合わせ・連絡先
〒682-0811 倉吉市上灘町 115-1 （有）河崎組 3F
（一社）鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号:T5270005000526
（Tel・Fax 兼用 0858-22-9054）

「雇い入れ時安全衛生教育（ビジネスマナー含む）」受講申込書

受講者氏名	生 年 月 日	備 考
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

(1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○印をして下さい。)
(2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)
(3) 受講料の支払い方法 (持参 ・ 銀行振込) (いずれかに○印をして下さい。)
(4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○印をして下さい。)
*希望する場合はいずれかに○をして下さい (請求書 ・ 領収書)

上記のとおり申込みます。

令和7年 月 日

事業場名：

所在地：

(連絡先電話番号： - -)

代表者職氏名：

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(T e l ・ F a x 兼 用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)